

# 資 料 編

## 資料1

## 豊島区外部評価委員会委員名簿

(敬称略、五十音順)

	氏 名		備 考
公 募 区 民	阿部 等	区 民	
	村上 政美	区 民	
	森 清	区 民	
	矢口 節子	区 民	
学 識 経 験 者	岡田 彰	拓殖大学政経学部教授	副委員長
	申 龍徹	財)地方自治総合研究所特別研究員 法政大学法学部兼任講師	
	原田 久	立教大学法学部准教授	
	宮崎 伸光	法政大学法学部教授	委員長
	山村 正二郎	公認会計士	

## 資料2 豊島区外部評価委員会委員名簿(部会別)

( は部会長、50音順、敬称略)

## 部会A

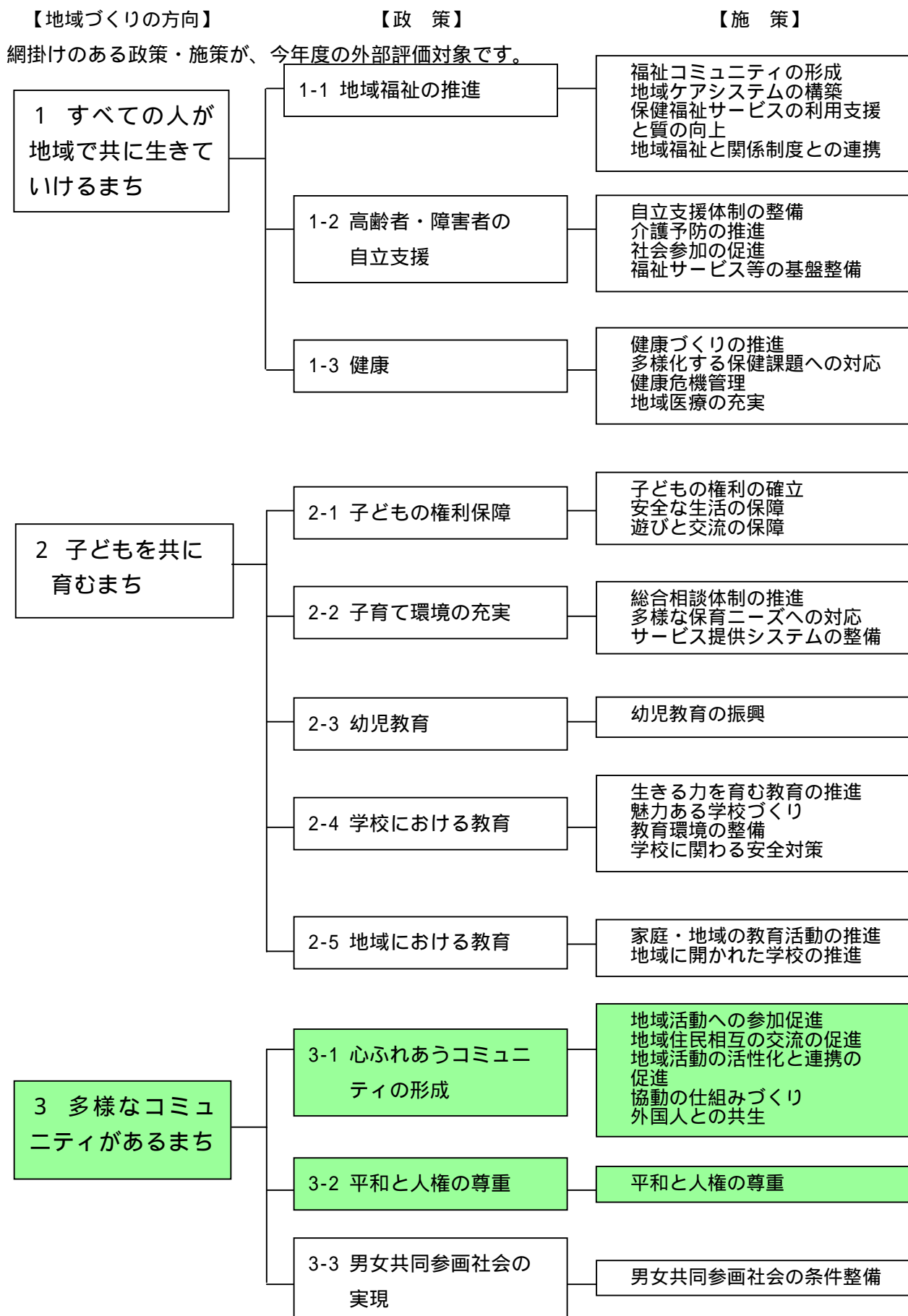
氏名	担当する政策等
阿部 等(区民)	1. みどりの創造と保全 2. 環境の保全 3. 魅力あるまちづくりの推進 4. 魅力ある都心居住の場づくり 5. 交通体系の整備 6. (経営評価) 社団法人豊島区シルバー人材センター
申 龍徹(学識)	
宮崎 伸光(学識)	
村上 政美(区民)	
山村 正二郎(学識)	

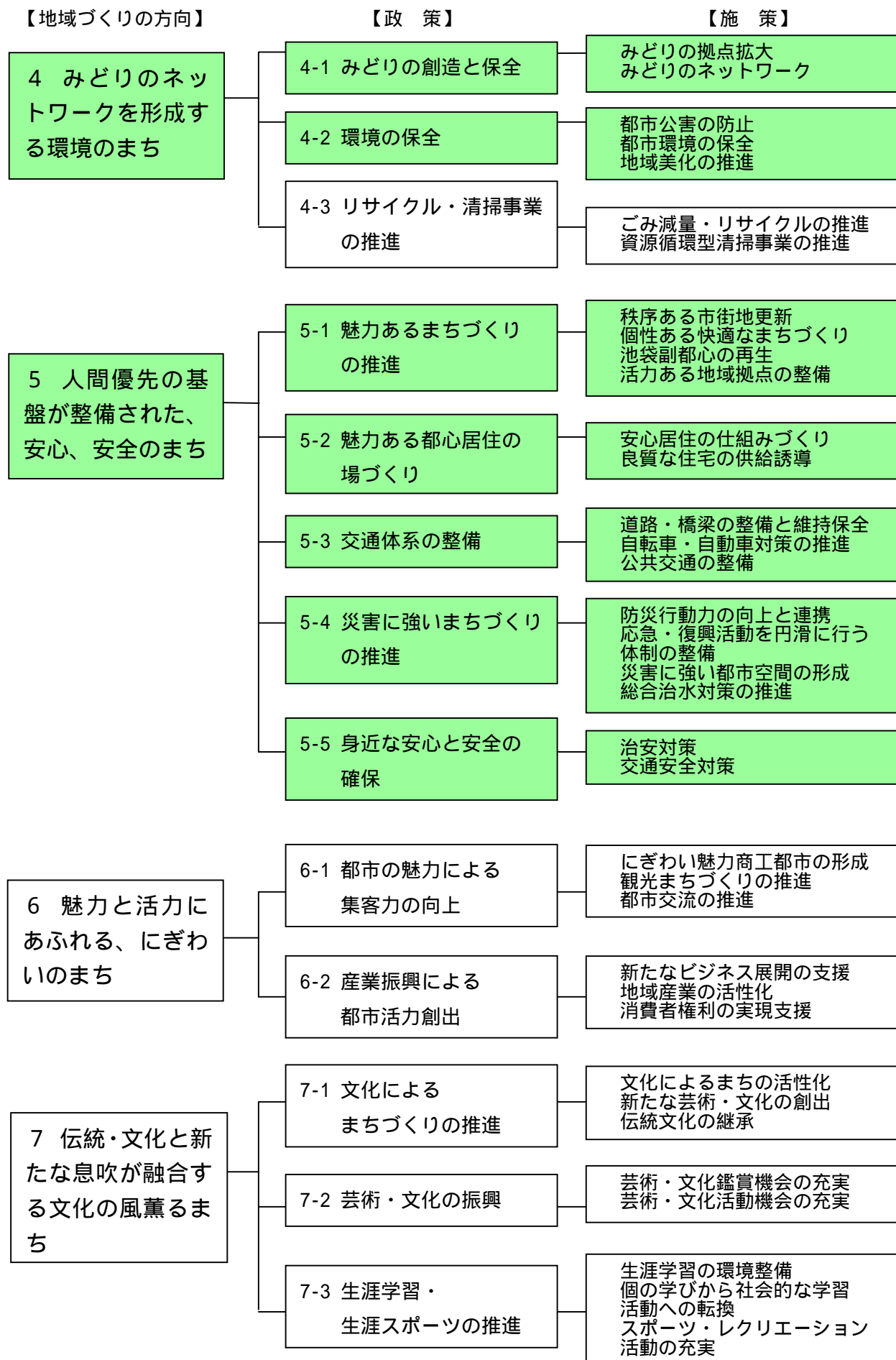
## 部会B

氏名	担当する政策等
岡田 彰(学識)	1. 心ふれあうコミュニティの形成 2. 平和と人権の尊重 3. 災害に強いまちづくりの推進 4. 身近な安心と安全の確保 5. (経営評価) 財団法人としま未来文化財団
原田 久(学識)	
森 清(区民)	
矢口 節子(区民)	
山村 正二郎(学識)	

区民活動推進課・東部区民事務所・西部区民事務所の事業のうち複数課で行なっているものは一括して評価した。

## 資料3 豊島区の施策体系（平成18年度～27年度）





## 資料4

## 豊島区行政評価実施要綱

〔平成17年3月3日〕  
区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、区が行う行政活動に対する評価の実施、活用及び公表について必要な事項を定めることにより、区民の視点に立った成果重視の透明性の高い行政の推進を図ることを目的とする。

(評価の種類)

第2条 区が実施する行政評価は次のとおりとする。

(1) 事務事業を対象とする評価(以下「事務事業評価」という。)

(2) 施策を対象とする評価(以下「施策評価」という。)

(評価者及び評価方法)

第3条 評価者及び評価方法は次のとおりとする。

(1) 事務事業評価は指標等により効果を把握し、必要性、効率性等について評価するものとし、主として課長が実施する。

(2) 施策評価は指標等により効果を把握し、有効性、構成事業の優先性等について評価するものとし、主として部長が実施する。

2 評価は、別に定める評価表により行うものとする。

(評価対象及び評価時期等)

第4条 評価対象及び評価時期等については、毎年度別に定める要領により決定する。

(評価結果の活用)

第5条 評価結果は次の事項に反映させるものとする。

(1) 施策及び事務事業の見直し

(2) 予算の編成

(3) 各種計画の策定、見直し

(外部意見の反映)

第6条 行政評価の実施にあたっては、別に定める豊島区外部評価委員会からの意見等を考慮し、行政評価の客観性、透明性の確保に努めるものとする。

(評価結果の公表)

第7条 評価結果は、原則としてすべて公表するものとする。

(職員の研修等)

第8条 評価能力の向上及び評価結果の活用を推進するため、必用に応じて職員研修を実施する。

附則

この要綱は、平成17年3月4日から施行する。

## 資料5 豊島区外部評価委員会設置要綱

〔平成18年1月10日〕  
行政経営課長決定

制定 平成17年3月3日

全部改正 平成18年1月10日

(設置)

第1条 区が行う行政活動について学識等の第三者による評価を実施することで、評価の客観性や透明性を高めるとともに区民にとってわかりやすい評価とするため、豊島区外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項を所掌し、意見等を区長に提言する。

- (1) 施策及び事務事業の評価に関すること。
- (2) 行政評価制度の改善等に関すること。
- (3) その他、区長が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は委員15人以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者で構成し、区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 9人以内
- (2) 公募区民 7人以内

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから区長が指名する者とする。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者とする。

4 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は就任した年の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があるときは構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は公開とする。ただし、委員長の決定により非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会等の庶務は、政策経営部行政経営課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成17年3月4日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、豊島区の事案の決定等に関する規程（平成17年豊島区訓令甲第2号）第3条及び第4条の規定により、行政経営課長の決定区分とする。
- 3 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の豊島区外部評価委員会設置要綱の規定によりした処分、手続その他の行為は、この要綱による改正後の豊島区外部評価委員会設置要綱の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

平成19年度 豊島区外部評価委員会報告書

編集・発行 平成19年8月

豊島区政策経営部行政経営課

〒170 8422 豊島区東池袋 1-18-1

(03)3981-1111(代表)